

京都市上下水道局告示第6号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和6年4月25日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号110号 業者コード111号
京都市北区紫竹下緑町95番地7
株式会社東洋設備
代表取締役 中村 圭一

2 廃止年月日

令和6年3月31日

(上下水道局水道部水道管路課)